

小田原市地域センター条例施行規則の一部改正について

1 改正の背景

川東タウンセンターマロニエでは、公共施設予約システムで対応できなかった一部施設について、来館による抽選予約受付を行ってきました。

公共施設予約システムの更新により利用内容に応じた予約ができるようになったこと、また、抽選会実施による密集・密接の状況が発生することを避ける必要があることから、来館による抽選を廃止し、公共施設予約システムによる抽選予約受付に変更するに当たり、これまで来館による予約受付としていた施設の使用許可の受付期間を、他の施設に合わせて4か月前からとするため、小田原市地域センター条例施行規則の一部改正を行うものです。

また、川東タウンセンターマロニエの老朽化している器具について削除するため、併せて一部改正を行うものです。

(来館による予約受付としていた施設)

川東タウンセンターマロニエ

・和の部屋1 ・和の部屋2 ・マロニエホール ・ふれあい広場

2 改正内容

- (1) 公共施設予約システムによる抽選予約受付に変更するため、川東タウンセンターマロニエの施設のうち、和の部屋1、和の部屋2、マロニエホール及びふれあい広場の使用許可の申請開始日を次のように変更します。

改正後	改正前
使用日の属する月の <u>4</u> 月前の月の初日	使用日の属する月の <u>3</u> 月前の月の初日

- (2) 老朽化のため、川東タウンセンターマロニエの設備のうち、備付けビデオプロジェクターを廃止します。

3 施行年月日

令和2年8月1日予定